

# 西宮市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業要綱

## 第1条 目的

この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定にかかる小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という）を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

## 第2条 実施主体

本事業の実施主体は西宮市とする。

## 第3条 給付の対象者

本事業の対象者は、次の全ての要件を満たす者のうち、市長が必要と認めたものとする。

- (1) 法第19条の3第3項に規定する医療費支給認定にかかる小児慢性特定疾病児童等で西宮市小児慢性特定疾病医療受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けている者。
- (2) 法による施策（小児慢性特定疾病に係る施策を除く。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とはならない者。
- (3) 別表の「対象者」欄に掲げる状態で、在宅で療養が可能な程度に症状が安定している者。

## 第4条 用具の種目

- 1 給付の対象となる用具の種目は、別表の「種目」欄に掲げる用具とし、給付の基準額は同表の「基準額」欄に掲げる金額とする。

なお、診療報酬の対象となる用具については、診療報酬の対象となる範囲を超えるものについて支給する。

- 2 当該用具を使うために付属品が必要な場合は、付属品がないと当該用具が機能しない場合のみ、当該用具とともに給付するものとし、付属品のみの支給はしない。
- 3 給付の対象となる用具の性能は、別表1の「性能等」欄に掲げる性能を有する用具とし、その耐用年数は、同表の「耐用年数」欄に掲げる年数とする。
- 4 用具を給付した者に対して、当該用具の耐用年数を経過していないときは、当該用具と同種のもを給付しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。
  - (1) 給付した用具が修理できない等の理由により、使用が困難となった場合。
  - (2) 病状の悪化等により、既給付の用具では生活の便宜が図れないと認められる場合。

## 第5条 給付の申請

用具の給付を希望する18歳未満の対象者の保護者又は18歳以上の対象者本人（以下「申請者」という。）は、申請書（様式1号）に医師の診断書（様式2号）、受給者証の写し、市町村民税所得割額証明書、業者見積書等その他必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

## 第6条 給付の決定

- 1 前項の申請書を受理した市長は、本要綱及び「診断書」を基に必要な実地調査及び審査を行い、その可否を決定するものとする。
- 2 市長は、用具の給付の可否を決定後、申請者にその旨を様式4号又は様式5号により通知すると

同時に、給付を決定した申請者に用具名、本人負担額等を記載した日常生活用具給付券（様式3号、以下「給付券」という。）を交付するものとする。

#### 第7条 用具の給付

- 1 用具の給付を受けることとなった者は、業者に給付券を提出し、用具の給付を受けるものとする。  
なお、給付券は交付した日から1か月以内に業者に提示するものとする。
- 2 市長は、用具の給付について、業者を指定して行うことができる。

#### 第8条 費用負担及び請求

- 1 申請者は、用具の給付を受けたときは、平成29年5月30日健発0530第12号厚生労働省健康局長通知「小児慢性特定疾病対策総合支援事業実施要綱」の別添2 徴収基準額表に基づき算定された額を直接業者に支払うものとする。  
なお、複数の用具の給付を受ける場合、用具の数にかかわらず徴収基準額表に基づき算定された額を直接業者に支払うものとする。
- 2 用具を納入した業者は、請求書に給付券を添付し、給付券を交付した日から2か月以内に市長に請求するものとする。
- 3 用具を納入した業者が市長に請求できる額は、別表1の基準額もしくは当該価格のいずれか低い方の額から前条により給付を受けたものから徴収した自己負担額を控除した額とする。

#### 第9条 用具の管理

- 1 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。
- 2 1に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることがあるものとする。

#### 第10条 給付台帳の整備

市長は、用具の給付状況を明確にするため「日常生活用具給付台帳」を整備するものとする。

#### 第11条 細則

この要綱に定めるもののほか運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 付 則

（施行期日） この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

#### 付 則

（施行期日） この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

#### 付 則

（施行期日） この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

#### 付 則

（施行期日） この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

付 則

(施行期日) この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

付 則

(施行期日) この要綱は、平成24年1月1日から実施する。

付 則

(施行期日) この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

(施行期日) この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

付 則

(施行期日) この要綱は、令和元年10月1日から実施する。

付 則

(施行期日) この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

(施行期日) この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

付 則

(施行期日) この要綱は、令和4年4月1日から実施する。